平成 24 年度　統計法施行状況報告

平成 25 年 6 月 21 日

総　務　省
政　策　統　括　官
（統計基準担当）

はじめに

「平成 24 年度　統計法施行状況報告」（以下「この報告書」という。）は、「統計法」（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 55 条第２項の規定に基づき、平成 24 年度の法の施行の状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものである。

平成 25 年度は、法第４条の規定に基づき、統計委員会において、平成 26 年度以降の期間に係る「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）の策定に向けた審議が行われる。この審議の充実に資するため、平成 25 年度に行うべき施行状況の報告については、現行基本計画に関連する事項を先行して取りまとめて同委員会に提出し、その後、その余の事項についても速やかに取りまとめることとした。

この報告書は、このような手順によって取りまとめられた報告の概要であり、平成 25 年６月 21 日に統計委員会に改めて提出するものである。同年５月 17 日の同委員会に報告した内容と比較すると、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供などが加わっている。

なお、構成については、例年と同様、「本編」、「別編」及び「資料編」の３編構成とし、各編の内容は以下のとおりである。

本編：　基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括したもの。

別編：　基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの。

資料編：　本編に加え、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載したもの。

目　　次

（本編）……………………………………………………………………………7

Ⅰ　基本計画　………………………………………………………………………8
　1　推進体制 ……………………………………………………………………8
　2　取組状況 ……………………………………………………………………8
　(1)　進捗状況………………………………………………………………………8
　(2)　平成 24 年度の主な取組実績 ………………………………………………9

Ⅱ　公的統計の作成……………………………………………………………………10
　1　基幹統計…………………………………………………………………………10
　(1)　基幹統計の指定、変更等の状況……………………………………………10
　(2)　法定の基幹統計の状況………………………………………………………12
　(3)　基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況………………………………13
　(4)　統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況……14
　(5)　基幹統計調査の実施状況……………………………………………………14
　(6)　基幹統計の公表の状況………………………………………………………15
　2　一般統計調査……………………………………………………………………16
　(1)　一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況……………………………16
　(2)　一般統計調査の実施状況……………………………………………………17
　(3)　一般統計調査の結果の公表の状況…………………………………………18
　3　政令で定める地方公共団体が行う統計調査…………………………………19
　(1)　政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況…………………19
　(2)　政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況…………………19
　4　届出独立行政法人等が行う統計調査…………………………………………19
　5　事業所母集団データベース……………………………………………………20
　(1)　事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況…………………20
　(2)　重複是正、調査履歴登録の実施状況………………………………………20
　6　統計基準の設定…………………………………………………………………21
　7　法に基づく協力要請……………………………………………………………22
　(1)　国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況…………………22
　(2)　国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況……………22
　(3)　地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況…………22
　(4)　総務大臣が行う協力の要請状況……………………………………………23
　8　東日本大震災関係 ………………………………………………………………23
　(1)　東日本大震災の影響への対応状況…………………………………………23
　(2)　東日本大震災に係る統計データの提供……………………………………23

Ⅲ　調査票情報等の利用及び提供 ………………………………………………23
　1　調査票情報の二次利用…………………………………………………………23

２ 調査票情報の提供……………………………………………………………………24
３ 委託による統計の作成等の実施……………………………………………………25
４ 匿名データの作成、提供……………………………………………………………26
５ 調査票情報等の適正管理のための措置……………………………………………27

Ⅳ 統計委員会 ……………………………………………………………………………28
１ 統計委員会及び部会の開催実績等…………………………………………………28
２ 施行状況報告審議結果の対応状況（平成 24 年度実績）……………………30
(1) 東日本大震災に係る統計データの提供等……………………………………30
(2) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化……………………………30
(3) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用…30
(4) グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係）…………30
(5) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備…………31
(6) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備………………31
(7) オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、
調査票情報の提供 ……………………………………………………………31
(8) 統計職員等の人材の育成・確保…………………………………………………32
(9) 行政記録情報等の活用……………………………………………………………32

Ⅴ その他………………………………………………………………………………………32
１ 統計情報の提供（e-Stat の取組等）……………………………………………32
２ 統計法違反事案……………………………………………………………………………33

（別編） ……………………………………………………………………………………35

【基本計画 事項別推進状況】
「第２ 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係……36
「第３ 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係…………………66
「第４ 基本計画の推進・評価等」関係………………………………………………102
「別紙（「第２ 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 １（２） 基幹統計の整備に関する方向性」）」関係……………………………………………………104

（資料編）……………………………………………………………………………115

［統計法関連］
資料１　統計法の概要 ……………………………………………………………117
［基本計画関連］
資料２　「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要 ………………………119
資料３　「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制 ……………122
資料４　統計調査の見直し・効率化 ……………………………………………124
資料５　統計関連業務の民間委託の状況 ………………………………………125
［公的統計の作成関連］
資料６　基幹統計調査の承認一覧 ………………………………………………128
資料７　統計委員会における諮問・答申実績……………………………………129
資料８　基幹統計調査の年度別承認件数 ………………………………………130
資料９　基幹統計の公表までの期間 ……………………………………………131
資料 10　一般統計調査の承認一覧 ……………………………………………132
資料 11　一般統計調査の年度別承認件数 ……………………………………135
資料 12　一般統計調査の結果の公表までの期間 ……………………………136
資料 13　都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数……………138
資料 14　指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数……………138
資料 15　東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況
（類型別）……………………………………………………………………139
資料 16　東日本大震災の被災状況の把握･復興に向けた統計情報の提供実績………145
［調査票情報等の利用及び提供］
資料 17　法第 32 条に基づく調査票情報の二次利用（実績）…………………151
資料 18　法第 33 条に基づく調査票情報の提供（実績）………………………153
資料 19　オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査 ………155
資料 20　オーダーメード集計及び匿名データの提供（実績）…………………157
［統計委員会関連］
資料 21　統計委員会委員名簿（平成 24 年４月１日～）…………………………159
資料 22　統計委員会臨時委員名簿 ………………………………………………159
資料 23　統計委員会専門委員名簿（平成 24 年４月１日～平成 25 年３月 31 日）……160
資料 24　統計委員会開催状況（第 55 回～第 63 回）……………………………161
資料 25　統計委員会が軽微な事項と認めるもの ………………………………162
資料 26　統計委員会における審議結果への対応状況（国民経済計算の整備と
一次統計等との連携強化）……………………………………………………163
資料 27　統計委員会における審議結果への対応状況（ビジネスレジスター
（事業所母集団データベース）の構築・利活用）…………………………164
資料 28　統計委員会における審議結果への対応状況（グローバル化の進展に
対応した統計の整備（貿易統計関係））……………………………………166
資料 29　統計委員会における審議結果への対応状況（ワークライフバランス

の状況を把握するための関連統計整備）……………………………………167
資料 30　統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的確
に把握するための関係統計整備）…………………………………………169
資料 31　統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメード集計、
匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）…………170
資料 32　統計委員会における審議結果への対応状況（統計職員等の人材の育
成・確保）各府省一覧表………………………………………………………173
資料 33　行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の概要 ………………174
資料 34　国連アジア太平洋統計研修所 1970 年からの研修事業参加者数……………177
［その他関連］
資料 35　政府統計の総合窓口（e-Stat）について ……………………………………179
資料 36　政府統計共同利用システムについて ……………………………………………180

【本　編】

Ⅰ　基本計画

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第４条第１項においては、「政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定されている。

平成21年３月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性を示した「本文」と、平成21年度からおおむね５年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」（計196事項）で構成されている。

１　推進体制

政府では、基本計画に基づく各施策の具体的推進を図るため、各府省統計主管部局長等から構成される「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、各府省における取組状況についての情報共有や政府一体となった取組を進めるとともに、基本計画の「別表」に掲げられたそれぞれの事項に応じた推進体制により、取組の推進を図っている。

具体的には、「『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について」（平成 21 年４月 23 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき、全府省横断的事項については、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局として各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置して、具体的な対応方策の検討、情報共有等を行っている。また、関係府省連携事項や各府省個別事項については、関係府省又は各府省において、研究会、検討会等を開催し、有識者の知見や地方公共団体の意見等も活用しつつ、それぞれ取組が進められている。

２　取組状況

(1)　進捗状況

基本計画の「別表」に掲げられた196事項について、各府省の自己評価結果を基に平成24年度の進捗状況をみると、平成24年度末までに実施済みとした事項（実施済）は、99事項（196事項の50.5％）、毎年度継続的な取組が必要とした事項（継続実施）は、59事項（同30.1％）となっており、実施済と継続実施を合わせると158事項（同80.6％）となっている。

また、平成24年度末までには実施に至らなかったものの平成25年度末までに実施予定の事項（実施予定）は、15事項（同7.7％）となっており、現行の基本計画の終了時点では、173事項（同88.3％）の進捗が見込まれる。

一方、平成25年度末までの実施は困難であるものの次期の基本計画期間内の実施が見込まれる事項（実施可能）は、19事項(同9.7％)、これまでの検討の結果、基本計画に沿った形での実施が困難な事項（実施困難）は、４事項（同2.0％）となっている。

図　基本計画の「別表」196事項の進捗状況（平成24年度）

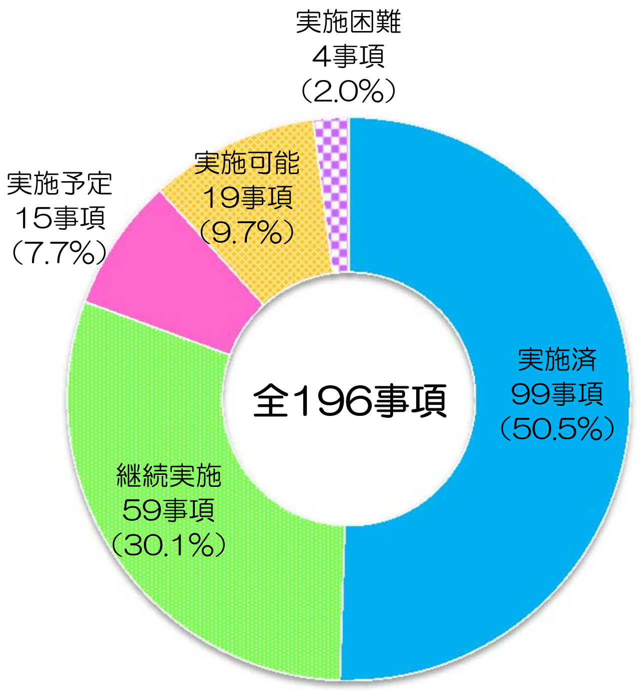

（注）１　進捗状況は、各府省の自己評価結果による。
　　　２　同一の事項において府省等により評価結果が異なる場合は、最も高い評価結果を採用。

(2)　平成24年度の主な取組実績

基本計画に掲げられた196事項のうち、平成24年度における各府省の主な取組実績については、以下のとおりである。

表１　平成24年度における各府省の主な取組実績

基本計画の概要	主な取組実績
【統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備】	
◇　福祉・社会保障全般を総合的に示す指標として位置づけられる「社会保障給付費」を新たに基幹統計として指定して整備	⇒　平成24年７月に「社会保障費用統計」として基幹統計に指定（同年11月に22年度分を公表）
◇　重要性が低下している「埋蔵鉱量統計」を基幹統計から除外	⇒　平成25年３月に基幹統計であった「埋蔵鉱量統計」の指定を解除（埋蔵鉱量統計調査も廃止）
◇　企業の不動産ストックを把握する基幹統計の整備	⇒　平成25年２月に基幹統計である「法人土地基本統計」の充実のため、「法人土地・建物基本統計」に変更

基本計画の概要	主な取組実績
【統計相互の整合性の確保・向上】 ◇　国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ◇　ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の充実・拡張	⇒　平成24年12月に、経済産業省から提供を受けた「経済センサス－活動調査」の数値を活用して平成23年度国民経済計算確報を公表 ＜内閣府＞ ⇒　平成25年１月から事業所母集団データベースシステムの運用を開始 ＜総務省＞
【経済・社会の変化に応じた統計の整備】 ◇　企業のサービス活動に関する統計の整備 ◇　企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備 ◇　グローバル化の進展に対応した統計の整備	⇒　平成25年純粋持株会社実態調査の実施に向け調査計画を作成 ＜経済産業省＞ ⇒　平成24年９月に雇用創出・消失指標を作成　＜厚生労働省＞ ⇒　平成25年１月分から出入国管理統計の集計事項を拡充　＜法務省＞
【統計に対する国民の理解の促進】 ◇　統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充	⇒　高等学校学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成 ＜総務省＞
【統計データの有効活用の推進】 ◇　オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供の段階的な拡大	⇒　平成24年度から木材統計調査に係るオーダーメード集計を新たに実施 ＜農林水産省＞ ⇒　平成25年２月の統計委員会答申を踏まえ、国勢調査に係る匿名データの作成に着手　＜総務省＞

なお、平成 24 年度における事項別の取組状況については、別編「基本計画事項別推進状況」を参照。

Ⅱ　公的統計の作成

1　基幹統計

（1）基幹統計の指定、変更等の状況

法第２条第４項の規定では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- 国民経済計算
- 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等においてその作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成 24 年度末現在において、基幹統計の総数は、

55 統計となっている（表２参照）。

表２ 基幹統計一覧 （平成 24 年度末現在）

内閣府＜１統計＞ 国民経済計算 総務省＜11 統計＞ 国勢統計 住宅・土地統計 労働力統計 小売物価統計 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究統計 地方公務員給与実態調査 就業構造基本統計 全国消費実態統計 社会生活基本統計 財務省＜２統計＞ 法人企業統計 民間給与実態統計 文部科学省＜４統計＞ 学校基本調査 学校保健統計 学校教員統計 社会教育調査 厚生労働省＜９統計＞ 人口動態調査 毎月勤労統計調査 薬事工業生産動態統計調査 医療施設統計 患者統計 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 生命表 社会保障費用統計	農林水産省＜７統計＞ 農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業構造統計 木材統計 農業経営統計 経済産業省＜10 統計＞ 工業統計調査 経済産業省生産動態統計 商業統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計調査 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 鉱工業指数 国土交通省＜９統計＞ 港湾統計 造船造機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計調査 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地・建物基本統計 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省 産業連関表 総務省及び経済産業省 経済構造統計
＜合計　55 統計（平成 23 年度末　56 統計）＞	

法第７条の規定では、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされており、平成 24 年度の統計委員会における諮問・答申の実績は、資料７のとおりである。

平成 24 年度に、法第７条第２項の規定に基づき基幹統計の指定をしたものは、社会保障費用統計である。

また、法第７条第３項の規定に基づき指定の変更を行ったものは小売物価統計、法人土地・建物基本統計及び漁業構造統計であり、指定を解除したものは全国物価統計及び埋蔵鉱量統計である（表３参照）。

表３　指定・変更・解除を行った基幹統計　（平成 24 年度）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
社会保障費用統計	指定（平成 24 年７月９日）	社会保障に要する費用の規模及び政策分野ごとの構成を明らかにすることを目的として指定。
小売物価統計	変更（平成 24 年６月 15 日）	作成目的を「国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすること」に変更。
法人土地・建物基本統計	変更（平成 25 年２月 27 日）	名称を「法人土地基本統計」から「法人土地・建物基本統計」に変更。作成目的を「国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすること」に変更。
漁業構造統計	変更（平成 25 年３月 19 日）	名称を「漁業センサス」から「漁業構造統計」に変更。
全国物価統計	解除（平成 24 年６月 15 日）	
埋蔵鉱量統計	解除（平成 25 年３月 29 日）	

（２）法定の基幹統計の状況

①　国勢統計

法第５条第２項において、総務大臣は、国勢調査を 10 年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から５年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成 24 年度に、総務省は、平成 22 年国勢調査の集計結果について以下のとおり公表した。

公表日	集計結果
平成 24 年４月 24 日	産業等基本集計結果
平成 24 年６月 26 日	従業地・通学地による人口・産業等集計結果
平成 24 年７月 31 日	移動人口の産業等集計結果
平成 24 年 11 月 16 日	職業等基本集計結果

平成 25 年２月 19 日	従業地・通学地による職業等集計結果
平成 25 年３月 26 日	移動人口の職業等集計結果

② 国民経済計算

法第６条第１項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第２項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定され、同条第３項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

平成 24 年度に、内閣府は、平成 23 年度国民経済計算確報を作成、公表するとともに、四半期１次速報及び２次速報を４回、作成・公表した。

（３）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第２条第５項では、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第６項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第９条又は第 11 条では、国の行政機関の長は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないこととされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微なものと認めるもの（資料 25）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないものと規定されている。

平成 24 年度末現在、基幹統計の総数 55 のうち、統計調査以外の方法により作成する統計（加工統計）は５統計（国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数）であり、残りの 50 統計は統計調査により作成する統計（調査統計）である。調査統計のうち、経済構造統計を作成する統計は「経済センサス－基礎調査」と「経済センサス－活動調査」の２調査があるため、基幹統計調査の総数は 51 となる。

平成 24 年度に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は 16 件であり、承認に当たり同年度に統計委員会に諮問を行ったものは６件、同年度に総務大臣が承認を行ったものは 16 件となっている（表４参照）。

表４　基幹統計調査に係る申請件数等　（平成 24 年度）

府省名	総務大臣への申請件数	うち統計委員会への諮問件数	総務大臣の承認件数
内閣府	0	－	0
総務省	2<1>	2<1>	3<2>
財務省	1	0	1
文部科学省	2	0	2
厚生労働省	1	1	1
農林水産省	3	1	3
経済産業省	5<1>	1<1>	4
国土交通省	1	1	1
総務省・経済産業省	1	0	1
合計	16<2>	6<2>	16<2>
（参考）平成 23 年度の実績	28<2>	7<2>	29<3>

注１）「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の＜　＞の数値は、平成 24 年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、平成 24 年度に承認されていないもの（「経済センサス‐基礎調査」及び「商業統計調査」）の件数である。
注２）「総務大臣の承認件数」の＜　＞の数値は、平成 23 年度に承認申請を行い、平成 24 年度に承認が行われたもの（「小売物価統計調査」及び「全国物価統計調査」に係る承認）の件数である。
注３）（参考）平成 23 年度の実績における「総務大臣への申請件数」及び「うち統計委員会への諮問件数」の＜　＞の数値は、「小売物価統計調査」、「全国物価統計調査」が該当し、「総務大臣の承認件数」の＜　＞の数値は、「医療施設調査」、「患者調査」及び「農業経営統計調査」が該当する。

（４）統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

統計調査以外の方法により作成する統計は、国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計及び鉱工業指数である。

法第 26 条第１項において、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第２項及び第３項では、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関に対して意見を述べることができるものと規定されている。

平成 24 年度に総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、社会保障費用統計の１件となっている。

なお、この通知に対する総務大臣の意見表明は、行われていない。

（５）基幹統計調査の実施状況

平成 24 年度に実施された基幹統計調査は、36 件となっている。

このうち、おおむね１年以下の周期で行われる調査（経常調査）は 35 件、それ以外の周期で行われる調査（周期調査）は１件となっている。

また、法第14条において、基幹統計調査の実施のため必要がある場合には、行政機関の長は、統計調査員を置くことができると規定され、法第15条で、行政機関の長は、立入検査等ができることと規定されている。また、法第16条で基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができると規定されている。

平成24年度に実施された36件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは 17 件、立入検査等に係る手続規定を措置しているものは 12 件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは18件となっている（表５参照）。

表５　基幹統計調査の実施件数等　（平成24年度）

府省名	基幹統計調査の実施件数	うち周期調査	うち経常調査	うち法第14条に定める統計調査員により実施している調査	うち法第15条の規定に基づき、立入検査等を措置している調査	うち法第16条の規定に基づき、地方公共団体が事務の一部を行うことができるとしている調査
総務省	6	1	5	5	0	5
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	2	0	2	0	1	2
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	5	0	5	3	5	0
経済産業省	7	0	7	3	0	3
国土交通省	8	0	8	2	2	3
合計	36	1	35	17	12	18
（参考）平成23年度の実績	39	6*	34*	18	12	22

注１）経常調査とはおおむね１年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年　など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（２年に１回　など）で実施される統計調査である。

注２）（参考）平成23年度の実績における「*」は、一つの基幹統計調査において周期調査と経常調査を行っているもの。それぞれを１件と計上しているため、周期調査と経常調査の件数を合計しても、基幹統計調査の実施件数とは一致しない。

（６）基幹統計の公表の状況

法第８条第１項において、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成 24 年度に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、43件となっている（表６参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された34件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均60日である（平成23年度の平均は68日）（資料９参照）。

表６　公表を行った基幹統計の件数　（平成24年度）

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査以外の方法により作成された基幹統計の公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計の公表件数	
			うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	7	0	2	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	9	2	1	6
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	7	1	0	6
国土交通省	8	0	0	8
総務省・経済産業省	1	0	1	0
合計	43	4	5	34
（参考）平成23年度の実績	40	3	1	36

注１）統計調査以外の方法により作成された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、生命表、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。
注２）経常調査とはおおむね１年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年　など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（２年に１回　など）で実施される統計調査である。

２　一般統計調査

（１）一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第２条第７項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第 19 条又は第 21 条第１項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従来から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第 21 条第３項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する行政機関の長は、あらかじめ総務大臣にその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成 24 年度に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、72 件である（表７参照）。

表７　一般統計調査に係る承認件数　（平成 24 年度）

府省名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	5	4	1
総務省	8(1)	4(1)	4
文部科学省	3(1)	1(1)	2
厚生労働省	21(1)	3(1)	18
農林水産省	10	4	6
経済産業省	9(1)	2(1)	7
国土交通省	11	2	9
環境省	4	4	0
人事院	3	0	3
合計	72(2)	22(2)	50
(参考) 平成 23 年度の実績	59	11	48

注１）(　) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注２）「変更等の申請」とは、調査内容の変更を行うもののほか、旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続を行ったものである。

注３）平成 24 年度に複数回承認されている場合には１件と計上している。

注４）産業連関構造調査については、総務省において１件と計上している。

（２）一般統計調査の実施状況

平成 24 年度に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、205 件となっている（表８参照）。

表８　一般統計調査の実施状況　（平成 24 年度）

府省名	一般統計調査の 実施件数		
		うち周期調査	うち経常調査
内閣府	14(1)	4	10(1)
総務省	13(2)	8(1)	5(1)
財務省	4(1)	1	3(1)
文部科学省	14(2)	3(1)	11(1)
厚生労働省	49(2)	13(1)	36(1)
農林水産省	40(1)	13	27(1)
経済産業省	31(4)	5(2)	26(2)
国土交通省	40(1)	18(1)	22
環境省	4	0	4
人事院	3	0	3
合計	205(7)	62(3)	143(4)
(参考) 平成 23 年度の実績	189(4)	39	150(4)

注１）(　) 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の調査実施数を単純合計しても、合計には一致しない。

注２）経常調査とはおおむね１年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年　など）で実施される統計調査であり、周

期調査とはそれ以外の周期（２年に１回、一回限り　など）で実施される統計調査である。

なお、平成 24 年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、253 件（このうち、平成 24 年度に新規調査として行われたものが 18 件）となっている。

（３）一般統計調査の結果の公表の状況

法第 23 条第 1 項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成 24 年度に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、158 件となっている（表 9 参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された 133 件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均 126 日である（平成 23 年度の平均は 125 日）（資料 12 参照）。

表９　一般統計調査の結果の公表件数　　（平成 24 年度）

府省名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち周期調査により作成された統計	うち経常調査により作成された統計
内閣府	10(1)	1	9(1)
総務省	6(1)	1	5(1)
法務省	1	1	0
財務省	4(1)	1	3(1)
文部科学省	12(1)	1	11(1)
厚生労働省	44(1)	11	33(1)
農林水産省	32(1)	5	27(1)
経済産業省	27(2)	1	26(2)
国土交通省	21	3	18
環境省	3	0	3
人事院	2	0	2
合計	158(4)	25	133(4)
（参考）平成 23 年度の実績	157(5)	30(1)	127(4)

注１）（　）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。
注２）経常調査とはおおむね１年以下の周期（毎月、毎四半期、毎年　など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期（２年に１回、一回限り　など）で実施される統計調査である。

3　政令で定める地方公共団体が行う統計調査

（1）政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第24条第1項においては、政令で定める地方公共団体（平成25年3月31日現在で、47都道府県及び20指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長はあらかじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されている。

平成24年度に、政令で定める地方公共団体の長が、統計調査の新設の届出を行った件数は151件、統計調査の変更の届出を行った件数は139件となっている（表10参照）。

表10　政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数

（平成24年度）

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	121	116
指定都市	30	23
合計	151	139
（参考）平成23年度の実績	153	105

注）平成24年度に複数回届出が行われた場合、１件として計上している。

（2）政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成24年度に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は504件となっている（表11参照）。

表11　政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数

（平成24年度）

	都道府県	指定都市	合計
実施した統計調査の件数	445	59	504
（参考）平成23年度の実績	412	56	468

4　届出独立行政法人等が行う統計調査

届出独立行政法人等とは、法第25条の規定に基づき、独立行政法人等のうち、その業務内容等を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとしてあらかじめ政令で定められた法人をいい、現在、日本銀行のみが対象となっている。

平成24年度に、届出独立行政法人等が実施した統計調査の件数は、4件となっている。

また、法第25条では、届出独立行政法人等が統計調査を新たに行おうとする場合又は従来から行われている統計調査を変更しようとする場合は、あら

かじめ総務大臣に届け出なければならないと規定されている。平成24年度に、届出独立行政法人等が総務大臣に対し、統計調査の新規実施の届出を行った件数は１件となっている。

５　事業所母集団データベース

（１）事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第１項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第２項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができると規定されている。

平成24年度に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は61件となっている（表12参照）。

表12　事業所母集団データベースに記録されている情報の利用状況

（平成24年度）

提供先 府省等名	提供を受けた件数			
		うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出及び統計の作成目的
内閣府	1	1	0	0
総務省	8	7	1	0
財務省	1	1	0	0
文部科学省	1	0	0	1
厚生労働省	6	6	0	0
農林水産省	2	2	0	0
経済産業省	6	6	0	0
国土交通省	1	1	0	0
環境省	2	2	0	0
都道府県	28	28	0	0
指定都市	5	4	0	1
届出独立行政法人等	0	―	―	―
合計	61	58	1	2
（参考） 平成23年度の実績	39	33	4	2

（２）重複是正、調査履歴登録の実施状況

法第27条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして、統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられ

ている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外する（重複是正）ことと規定している。

平成 24 年度に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は 94 件のうち 83 件（実施率 88.3％）、調査履歴登録を行った統計調査は 174 件のうち 166 件（実施率 95.4％）となっている（表 13 参照）。

表 13　重複是正及び調査履歴登録の実施状況　（平成 24 年度）

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率（%）	登録対象調査数	登録調査数	実施率（%）
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
総務省	8	8	100.0	12(2)	12(2)	100.0
財務省	4(1)	4(1)	100.0	4(1)	4(1)	100.0
文部科学省	4	4	100.0	13(1)	12(1)	92.3
厚生労働省	16	15	93.8	31(1)	31(1)	100.0
農林水産省	28(1)	28(1)	100.0	38(1)	38(1)	100.0
経済産業省	9(1)	6(1)	66.7	39(4)	39(4)	100.0
国土交通省	20	13	65.0	32(1)	25(1)	78.1
環境省	1	1	100.0	3	3	100.0
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
合計	94(2)	83(2)	88.3	174(6)	166(6)	95.4
(参考) 平成 23 年度の実績	77(2)	71(2)	92.2	159(4)	135(4)	84.9

注)（　）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、重複是正対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

６　統計基準の設定

法第２条第９項においては、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を、統計基準と定義し、法第 28 条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

平成 24 年度においては、統計基準について検討が行われたものの、新たに定めた統計基準又は廃止若しくは変更が行われた統計基準はなかった。なお、平成 23 年度以前に設定された統計基準は表 14 のとおり。

表 14　統計基準の設定状況　　　（平成 24 年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 12 月 21 日	平成 22 年 4 月 1 日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月 1 日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成 23 年 3 月 25 日	平成 23 年 5 月 1 日

7　法に基づく協力要請

（１）国の行政機関に対する行政記録情報の提供の要請状況

法第 29 条第１項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成 24 年度に、同項の規定に基づき、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は１件となっている（平成 23 年度の実績は１件）。

（２）国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第 29 条第２項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認められるときには、国の他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができると規定されている。

平成 24 年度に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った件数は０件となっている（平成 23 年度の実績は１件）。

（３）地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請状況

法第 30 条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認められるときには、地方公共団体の長及びその他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成 24 年度に、国の行政機関が、地方公共団体の長及びその他の関係者

に対して協力要請を行った件数は２件となっており、全ての協力要請が応諾されている（平成 23 年度の実績は３件)。

（４）総務大臣が行う協力の要請状況

法第 31 条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認められるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関の長又はその他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する国の行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができると規定されている。

平成 24 年度に､総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた事例はなかった。

８　東日本大震災関係

（１）東日本大震災の影響への対応状況

各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、加工統計の作成に用いる統計を変更することなどの措置を講じた。基幹統計調査に対する特別の措置の実施状況について､平成 24 年度の状況を付け加えたものは、資料 15 のとおりである。

（２）東日本大震災に係る統計データの提供

総務省、農林水産省及び経済産業省を始めとした各府省においては、調査結果により、被災に係る統計の公表が行われた（資料 16 参照)。

Ⅲ　調査票情報等の利用及び提供

１　調査票情報の二次利用

法第 32 条においては､国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は､統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には､その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること(二次利用)ができると規定されている。

平成 24 年度に､国の行政機関が､所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は 625 件となっており､平成 23 年度の 729 件から 104 件減少している（表 15、資料 17 参照)。

表 15　法第 32 条の規定に基づく調査票情報の二次利用　　（平成 24 年度）

統計調査所管府省等名	利用件数		
		統計の作成等を行う場合	統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合
内閣府	1	1	0
総務省	46	42	4
法務省	0	−	−
外務省	0	−	−
財務省	6	5	1
文部科学省	109	98	11
厚生労働省	205	195	10
農林水産省	82	77	5
経済産業省	129	106	23
国土交通省	47	41	6
環境省	0	−	−
防衛省	0	−	−
人事院	0	−	−
日本銀行	0	−	−
合計	625	565	60
（参考）平成 23 年度の実績	729	649	80

注）平成 24 年度に利用を開始したものの数であり、23 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

２　調査票情報の提供

法第 33 条においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第１号）
- 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第２号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができると規定されている。

後者の場合について、統計法施行規則（平成 20 年総務省令第 145 号）では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が定められている。

平成 24 年度に、国の行政機関が、法第 33 条第１号に該当するとして、調

査票情報を提供した件数は 2,478 件となっており、平成 23 年度の 2,647 件から 169 件減少している。また、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 169 件となっており、平成 23 年度の 148 件から 21 件増加している（表 16、資料 18 参照)。

表 16　法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供　　　（平成 24 年度）

統計調査所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数（公的機関への提供）			法第 33 条第 2 号該当件数（公的機関が行う統計作成と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供）			
		統計の作成等を行う場合	調査に係る名簿の作成を行う場合		公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める等の統計の作成等を行う者への提供
内閣府	0	－	－	0	－	－	－
総務省	361	236	125	35	3	32	0
法務省	0	－	－	0	－	－	－
外務省	0	－	－	0	－	－	－
財務省	9	8	1	2	0	2	0
文部科学省	224	221	3	2	1	1	0
厚生労働省	1,228	1,225	3	110	1	106	3
農林水産省	16	15	1	5	0	5	0
経済産業省	526	411	115	5	0	5	0
国土交通省	114	114	0	10	3	3	4
環境省	0	－	－	0	－	－	－
防衛省	0	－	－	0	－	－	－
人事院	0	－	－	0	－	－	－
日本銀行	0	－	－	0	－	－	－
合計	2,478	2,230	248	169	8	154	7
（参考）平成 23 年度の実績	2,647	2,417	230	148	18	127	3

注）平成 24 年度に利用を開始したものの数であり、23 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3　委託による統計の作成等の実施

法第 34 条の規定に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメード集計」という。）を行い、これを提供することがで

きる。

オーダーメード集計の対象とする統計調査については、行政機関等の受託体制や調査票情報の仕様等に関する文書の整備を行いつつ、順次拡大を図っている。

平成 24 年度に、国の行政機関がオーダーメード集計の対象として提示した統計調査は 24 調査（155 年次分）となっており、平成 23 年度における 23 調査（119 年次分）から、農林水産省の木材統計調査が新たに追加されている（資料 19 参照）。これらのうち、13 統計調査については、法第 37 条の規定に基づき政令で定める受託独立行政法人等（独立行政法人統計センター）を通じてオーダーメード集計の提供を実施している。

平成24年度のオーダーメード集計の提供件数は19件となっている(表17、資料 20 参照)。

表 17　オーダーメード集計の結果の提供件数等　　　（平成 24 年度）

統計調査所管府省名	オーダーメード集計の結果の提供件数	うち、学術研究の発展に資すると認められる場合	うち、高等教育の発展に資すると認められる場合	（参考）統計調査ごとに計上した場合の提供件数
内閣府	1	1	0	1
総務省	16	16	0	17
財務省	0	−	−	−
文部科学省	0	−	−	−
厚生労働省	3	3	0	3
農林水産省	0	−	−	−
経済産業省	0	−	−	−
国土交通省	0	−	−	−
日本銀行	0	−	−	−
合計	19	19	0	21
（参考）平成 23 年度の実績	10	10	0	10

注）　１件の提供で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の結果の提供を行っているものがあるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。また、１件の提供で異なる府省が所管する統計調査を同時に提供している場合、それぞれの府省の提供件数として計上しているため、各府省の提供件数の合計と合計欄の数字は一致しない。

４　匿名データの作成、提供

法第 35 条第１項においては、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができると規定されており、同条第２項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定されている。

平成24年度においては、総務省の国勢調査に係る匿名データの作成について統計委員会において審議され、調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた（国勢調査に係る匿名データについては、平成25年中の提供開始を予定している。）。

また、法第36条に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる。

匿名データの作成等の対象とする統計調査については、予算、利用者ニーズ、匿名化技術の進展等を勘案しながら順次拡大を図っており、平成24年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行うとした統計調査は6調査（36年次分）となっている（平成23年度は、6調査（34年次分）。資料19参照）。これらのうち、5統計調査に係る匿名データは、法第37条の規定に基づき政令で定められる受託独立行政法人等（独立行政法人統計センター）を通じて匿名データの提供を実施している。

平成24年度の匿名データの提供件数は32件となっている（表18、資料20参照）。

表18　匿名データの提供件数　（平成24年度）

統計調査所管府省名	匿名データの提供件数	うち、学術研究の発展に資すると認められる場合	うち、高等教育の発展に資すると認められる場合	うち、国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合	（参考）統計調査ごとに計上した場合の提供件数
総務省	27	24	3	0	30
厚生労働省	5	5	0	0	5
合計	32	29	3	0	35
（参考）平成23年度の実績	33	30	3	0	38

注）　１件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行っているものがあるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

５　調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第１項においては、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等（日本銀行）においては、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成23年３月28日付け総務省政策統括官（統計基準担当）決

定）に基づき、又は同ガイドラインを参考として、調査票情報等を適正に管理するための管理体制の構築や管理台帳の整備を行っている。

Ⅳ　統計委員会

法第５章の規定、統計委員会令（平成 19 年政令第 300 号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成 24 年度末時点で７部会が置かれている。

１　統計委員会及び部会の開催実績等

平成 24 年度に、統計委員会は９回開催され、部会は合計で 24 回開催されている（表 19 参照）。

統計委員会においては、平成 24 年度当初時点で、平成 23 年度から審議継続となっていた諮問案件が１件あったが、平成 24 年度に答申が行われた。

また、平成 24 年度に新たに諮問が行われ、平成 24 年度末時点で調査審議中となっているものは１件となっている（表 20 参照）。

なお、必要に応じて、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会等が開催されている。

表 19　統計委員会及び部会の開催実績等

	開催回数					
		（参考）				
	平成24 年度	平成23 年度	平成22 年度	平成21 年度	平成20 年度	平成19 年度（10 月以降）
統計委員会	9	11	11	12	13	7

部会名	部会の所掌	開催回数					
			（参考）				
		平成24 年度	平成23 年度	平成22 年度	平成21 年度	平成20 年度	平成19 年度（10 月以降）
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	5	5	4	0	13	9

国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	0	1	6	3	3	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	8	4	9	6	3	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	3	6	4	6	9	5
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	4	4	6	9	4	3
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	0	1	9	0	－
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	4	3	3	0	3	－
部会計		24	23	33	33	35	29

注）統計基準部会及び匿名データ部会は、平成20年12月に設置された。

表20　統計委員会における諮問・答申件数

	平成23年度に諮問し、平成24年度に答申した事案	平成24年度に諮問し、同年度に答申した事案	平成24年度に諮問し、同年度末で調査審議中の事案
国民経済計算の作成基準（法第６条第２項）	0	0	0
基幹統計調査（法第９条第４項、第11条第２項）	1	5	1
統計基準の設定（法第28条第２項）	0	0	0
匿名データの作成（法第35条第２項）	0	1	0
合　計	1	6	1

２　施行状況報告審議結果の対応状況（平成 24 年度実績）

平成 24 年度施行状況報告においては、平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 24 年９月 25 日統計委員会決定。以下「23 年度審議結果報告書」という。）において指摘されている下記の９事項について、各府省の対応状況をフォローアップすることとした。事項ごとの概要は、以下のとおりである（詳細な対応状況については、資料編（資料 26～33）に記載）。

（１）東日本大震災に係る統計データの提供等

総務省政策統括官（統計基準担当）は、基幹統計調査について、本来統計委員会への諮問を必要としない軽微な変更を行った場合であっても、当該変更が東日本大震災に伴うものであった場合には、事後的に統計委員会に報告しており、平成 24 年度の報告件数は２件となっている。

（２）国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

国民経済計算については、23 年度審議結果報告書において、現行基本計画期間終了後に実施予定の施策については、新たな工程表の下での推進を検討する必要があること、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省等との協力関係の構築に努める必要があること等が記載された。

内閣府では、特に 2008SNA への対応、生産側ＱＥ、分配側ＱＥの開発等について検討するため、次回基準改定（平成 28 年中目途）に向けた研究会を立ち上げた。また、平成 24 年 12 月には、経済産業省から提供を受けた「平成 24 年経済センサス－活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額等を推計し、平成 23 年度国民経済計算確報として公表を行った。体制の充実も行った。

（３）ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

ビジネスレジスターについては、23 年度審議結果報告書において、平成 25 年以降の正式運用に向け、（ｉ）より正確な母集団情報の整備、（ⅱ）各統計調査における共通事業所・企業コードの保持、（ⅲ）ビジネスレジスター統計の作成・充実、を計画的に推進する必要がある旨が記載された。

総務省（統計局）は、平成 25 年１月から事業所母集団データベースシステムの運用を開始し、同システムへ順次、労働保険情報や商業・法人登記情報、EDINET 情報等のデータの記録ができるよう準備を進めている。また、優先的に記録する統計調査結果や行政記録情報により整備した母集団情報の作成方法の検討や、各府省の統計調査結果における共通事業所コードの保持状況の把握等を行っている。

（４）グローバル化の進展に対応した統計の整備（貿易統計関係）

グローバル化の進展に対応した統計については、23 年度審議結果報告書において、関係府省や学識経験者の意見を含め、貿易統計を活用するに当たっ

ての課題について具体的に検討する必要がある旨が記載された。

財務省では、輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成、輸出入申告書の貿易形態別の一部情報の貿易統計への反映、貿易統計の基幹統計化について具体的な検討を行った。

（５）ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ワークライフバランスについては、23 年度審議結果報告書において、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目の全体像を整理した上で、調査項目の過不足・重複について検討する必要がある旨が記載された。

総務省では、労働力調査について、「就業希望者の非求職理由」を把握する調査事項の選択肢に、新たに「出産・育児のため」と「看護・介護のため」を新設し、平成 25 年１月から調査を実施した。また、就業構造基本調査について、「非求職理由」、「非就業希望」及び「前職の離職理由」を把握する調査事項の選択肢の「育児のため」を「出産・育児のため」に変更し、育児や介護に関する「ふだんの状況」や「この１年間の制度等の利用状況」を把握する「育児・介護の状況」を新設し、平成 24 年 10 月 1 日現在で調査を実施した。

厚生労働省では、雇用動向調査について、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割し、平成 24 年上半期分を平成 24 年 12 月に公表した。また、世代によるワークライフバランスの変化等をみるため、21 世紀成年者縦断調査について新たな標本の追加を行い、21 世紀出生児縦断調査について、平成 22 年度に標本が追加された後の結果を平成 24 年 12 月に公表した。

（６）非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備については、23 年度審議結果報告書において、雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合、時系列的比較が可能となるよう調査設計等を固定して実施する必要があること、非正規雇用者の実情把握を安定的に行う観点から、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要があることが記載された。

厚生労働省では、既存調査に加え、雇用構造調査（就業形態の多様化に関する総合実態調査、若年者雇用実態調査、パートタイム労働者総合実態調査等）について、各調査年のテーマに即した調査事項と毎年共通の調査事項とに分けて調査することとし、平成 24 年調査から対応している。

（７）オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供

オーダーメード集計や匿名データの作成・提供等、統計データの二次的利用については、23 年度審議結果報告書において、各府省は引き続き二次的利用の促進を図ることが必要であること、二次的利用を取り巻く諸課題につい

ては、総務省の研究会の検討状況を注視していくこと等が記載された。

各府省では、オーダーメード集計や匿名データの利用可能な統計調査について、統計調査の種類や年次の拡充を行っている（資料 19 参照）。

総務省政策統括官（統計基準担当）では、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し、平成 24 年 10 月に試行運用段階のオンサイト利用施設を見学し、同年 12 月及び 25 年３月にオンサイト利用に関する論点整理等を進めた。また、擬似ミクロデータについても検討を行った。

（８）統計職員等の人材の育成・確保

統計職員等の人材の育成・確保については、23 年度審議結果報告書において、専門性の高い人材の育成・確保に向けて大学等との連携を強化することとされた。

これを受け、関係府省では、①統計部局における大学等との人事交流、②統計部局職員による学会の大会等への参加、③統計部局の主催する統計関係の研究会等への外部有識者の活用等の取組を進めている。

（９）行政記録情報等の活用

行政記録情報等の活用については、23 年度審議結果報告書において、条件整備の整った情報から順次活用を行うよう、各府省での調査・検討が必要であること、オーダーメード集計による税務データの活用については、各府省において、活用可能性を検討し、必要に応じて関係府省間で調整すべきであること等が記載された。

各府省は、調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について検討を行っている。また、税務データの活用については、その検証のための具体的な税務データの提供範囲や方向性について、財務省、国税庁及び経済産業省で検討を行っている。

総務省政策統括官（統計基準担当）は、各府省の協力を得て行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施し、その取りまとめを行った（資料 33 参照）。

Ⅴ　その他

１　統計情報の提供（e-Stat の取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（http://www.e-stat.go.jp/）は、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料 35 参照）。

国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報は、e-Stat を通じて

提供されており、e-Stat は法第 54 条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第８条及び第 23 条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っていると言える。

e-Stat には、平成 24 年度に約 3,944 万件のアクセスがあった（このうち、クローラによるアクセス[注)]を除いた件数は約 1,844 万件である。）（表 21 参照）。

注）クローラによるアクセス：検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集を目的とした機械による自動アクセス

表 21　政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数　　（平成 24 年度）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	751,875
総務省	12,009,763
法務省	936,617
外務省	15,385
財務省	9,080,440
文部科学省	1,933,139
厚生労働省	5,612,915
農林水産省	7,484,265
経済産業省	547,146
国土交通省	973,840
環境省	75,845
防衛省	146
人事院	17,645
合計	39,439,021
（参考）平成 23 年度実績	51,217,585

注）アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

２　統計法違反事案

平成 24 年度に、統計法違反事案の報告はなく、法との関連で問題があると見られる事案についても、新たな報告はなかった。

なお、平成 23 年度統計法施行状況報告の資料 43 にある平成 22 年国勢調査に係る事案については、法第 60 条第２号の違反容疑があることから、平成 25 年２月に逮捕、同年３月に起訴が行われている。